

事務連絡
令和元年12月2日

各位

ライク健康保険組合

健康保険で算定される賞与にかかる報酬について（通知）

このことについて、令和2年1月1日から以下のとおりの運用としますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

事業会社から従業員に一時金として支払うものについて、毎月支給する給与と別に年4回未満支給するものは賞与とし、賞与支払届を当組合に提出のこと。なお、年4回以上支給する場合は、「賞与に係る報酬」として「算定基礎届」等を提出のこと。

例：従業員が事業会社に対して新規に人員を紹介し、その人員が一定期間就業した場合に事業会社から従業員に謝礼として支払う「紹介料（名称の如何を問わず類似した名目で支払われるものを含む）」。

※詳細は別紙を参照のこと。

以上